

	<p>一方、能力向上教育の受講事例はまだ多くはありません。各種の有資格者は奨励と支援により毎年、専従二次も含めて増加しており、多能工化にも成功しています。記録もしっかりリストアップされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送り出し教育としては、現場における新規入場者教育を重視しています。 <p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職長の能力向上教育（再教育）については、元方K社の支店で上級職長制度が始まるのを機会として、積極的に手を挙げて受講させてください。 安全・衛生管理者、推進者等については、加入している建災防〇〇支部からの開催情報を活用して、順次受講すれば良いでしょう。 ・資格の把握と同様に、教育の履修歴も店社は把握することに心がけてください。
<p>5. 関係請負人に対する安全衛生の把握及び指導状況</p>	<p>(現状)</p> <p>専従下位の関係請負人については、自社並みにみく把握・指導されています。貴社を一次とした場合、原則として二次までの使用を限界としているのも妥当と思われます。</p> <p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次がスポット業者を使用する場合には、中小事業主・一人親方の労災保険の特別加入についてチェックを行い、未加入の場合は本人のために今後の加入を指導してください。 ・例えば教育面でも、現場入場前の店社側で行う教育を総称して「送り出し教育」といい、元請けは一次に対して（二次以下の管理を含めて）その充実を求める傾向が強くなってますから認識してください。
<p>6. その他の安全衛生上の措置</p>	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・衛生週間には資料等を配布して意識の高揚に努めています。 ・安全大会は、関東一円に現場が広く散在しているため店社では行なっていませんが、各現場では全員が参加し、元方の支店・営業所へは幹部を含め交互に複数で参加しています。 ・従業員は雇用保険に加入しています。 ・就業規則や36協定は監督署へ届け出られており、現場では変形労働時間制を採用しています。 ・今年はKY時に発表する等、「ヒヤリハット報告」の一層の活用を目指すなど、最前線の小集団活動にも力を入れています。 ・各現場代理人から店社へ提出される日報にも、安全衛生に関する記載欄が設けられています。 <p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KY活動は元請け各社によって差があるとのことですが、やる以上は形に流されることなく、手法を理解して実施してください。
<p>7. 総合所見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に多能工による躯体工事を得意とする専門会社で、一方地場ゼネコンにも信頼される地域性も備えています。 ・技術者の若返りと労務や機械等の外注による合理化も志向している。活力のある会社です。 <p>今後安全衛生面に於いても、ライン機能に見合ったスタッフ機能を充実すれば、更なる労働災害発生の危険性減少が期待できるものと診断いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

診断指導事例

診断項目	現状及び指導事項	評価
4. 自社の安全衛生教育の実施状況	1 雇い入れ時教育	
	2 安全衛生責任者への一定教育の有無	
	3 職長教育の充足率	
	・能力向上教育に準じた教育（再教育）の有無	
	4 就業制限等の有資格者の充足率	
	・能力向上教育の有無（作業主任含む）	
	5 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者の能力向上教育の有無	
	6 作業員に対する現場入場させる際の「送りだし教育」の有無	
	7 上記事項について、下位の協力会社の教育実施状況の把握	
8 各教育記録書の有無		
9 その他		
5. 関係請負人に対する安全衛生の把握及び指導状況	協力会社の個別管理の把握・指導	
	1 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者の選任	
	2 管理規程の有無、及び作成指導	
	3 安全衛生会議等の実施の有無	
	4 安全衛生教育の実態（職長、雇い入れ時、送り出し教育等）	
	5 能力向上教育の有無	
	6 有資格者の充足度	
	7 店社によるパトロール状況	
	8 健康診断の実施状況	
	9 中小事業主、一人親方の現場就労状況および労災保険の特別加入の有無、奨励の有無	
	10 元方、監督署への提出・届出書類	
	11 労務管理状況	
	12 上記事項についての協力会社の評価（基準）の有無	
13 その他		
6. その他の安全衛生上の措置	1 自社で定めた安全活動事項（安全勉強会、ヒヤリ・ハット運動等）	
	2 作業員の労務管理	
	・就業規則の有無及び監督署への届出の有無	
	・雇用管理責任者の選任の有無	
	・労働条件通知書の交付の有無	
	・労働者名簿（個人票）の作成	
	・雇用保険の加入の有無	
	・36協定の届出の有無	
・その他		
3. その他		
7. 総合所見		

[社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会]

